



家の人にも必ず見せよう！

平成27年12月22日

いよいよ冬休みに入ります。年末・年始にかけて気の緩みや開放的な雰囲気などから、これまで身につけてきた基本的な生活習慣が乱れやすくなりがや事故などが発生する場合があります。また、インターネットやSNS（LINEやTwitterなど）などIT機器の使用に関する問題など、トラブルや生徒が事件に巻き込まれる深刻な状況が依然続いています。ご家庭でも利用状況や家庭での約束事項などお子さんとお話する機会を設けてください。

●時間に関するルールを作ろう。

- ・充電器はリビングに置く
- ・食事中は使わない
- ・お風呂には持ち込まない
- ・自分の部屋で使わない
- ・夜、() 時を過ぎたら利用しない

●ネットに関するルールを作ろう。

- ・個人情報を書かない
- ・悪口を書き込まない
- ・迷惑メールに返信しない
- ・チェーンメールを転送しない
- ・知らない人からメールがきたら報告する

●『つながり』の危険性

「友達募集」サイトやアプリがいくつも見受けられます。これらを利用して相手を探すことはとても危険ですし、各運営会社も禁止しています。また不特定多数の人が閲覧できる場所にIDなど個人情報をのせることも危険です。

●「課金」の危険性

各社がゲーム系のアプリを多数出し、未成年の利用者も増加していますので、ここにも危険性があると感じています。

グリーが、未成年者の課金上限額を「15歳以下のユーザーは月間5000円まで、16～19歳は月間1万円まで」としていたとありました。

入り口は無料でも、課金される内容が含まれているアプリであるということを、とくに保護者のみなさまには知っておいてほしいと思います。

先日の12月14日、学校警察連絡協議会で広島東警察署から東区内で不審者が下校時や塾の帰りに続出していると報告がありました。不審者に遭遇した場合の行動として以下のことをお子さまにお伝えください。

*人気の多い場所、明るい場所へ逃げる。

*防犯カメラがあるので近くのコンビニ、子供110番の家などへ逃げる。

*特に塾の帰りでは「携帯・スマホ」で電話する（声を出して話をするマネでもOK）イヤホンをして音楽を聴きながら道を歩くのが一番、危険です。

【冬休みの部活動について】

- ・部活動では、ケガをすることがないように気をつけるとともに時間を有効に使うこと。
- ・部活動の行き帰りに自転車に乗ってこないこと。買い食いをしないこと。
- ・朝食は、必ず食べて来ること。

路側帯のある道路での自転車の通行方法

自転車に関する道路交通法の一部が改正されました！

【車道通行の原則】

自転車は『軽車両』車の仲間です。

歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道通行が原則です。

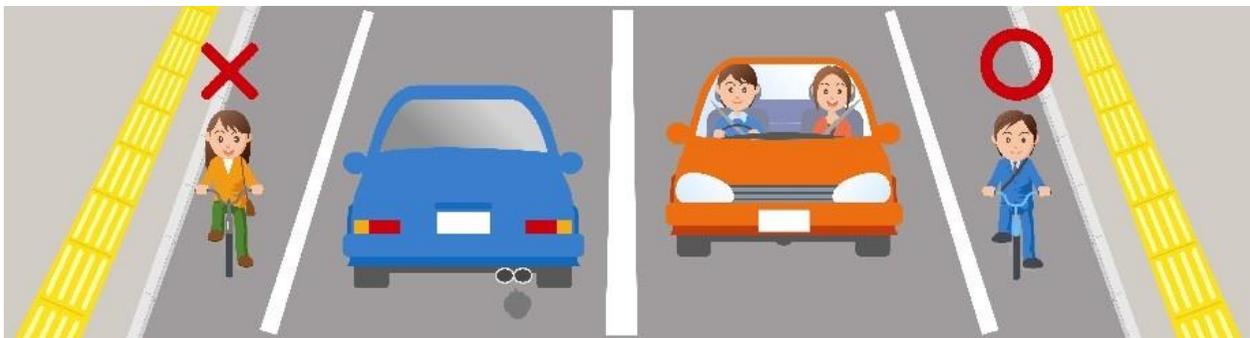
道路工事などの場合を除き車道の左端に沿って走行しなければなりません。

右側通行は法律違反となるばかりでなく、互いに正面衝突することになるので大変危険です。

◆路側帯の通行を道路左側に限定

自転車は、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を走行することができます。しかし、歩行者の通行に大きな妨げとなる場所や白の二本線表示の路側帯は通れません。

（違反した場合『通行区分違反』として、3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金が科せられます。）



◆自転車の検査等に関する規定の整備

自転車の制御装置（ブレーキ）に不備のある場合、警察官による検査・応急措置命令や運転の中止を命じることになりました。（命令に従わない場合5万円以下の罰金が科せられます。）

1年を振り返り、新たな1年のスタートになるように、1月7日（木）に会いましょう